

◆改定の経緯等

- 都道府県は、国の基本計画を勘案して、当該都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画を策定（努力義務）【根拠法令】建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律
- H31.3に府計画を策定（担い手の確保が府独自項目）、国が基本計画を変更（R5.6）
- 策定後の状況変化や国の基本計画の改定等を踏まえ、府計画の改定（計画期間：R5年度～R9年度）を行う。

◆主な改定内容

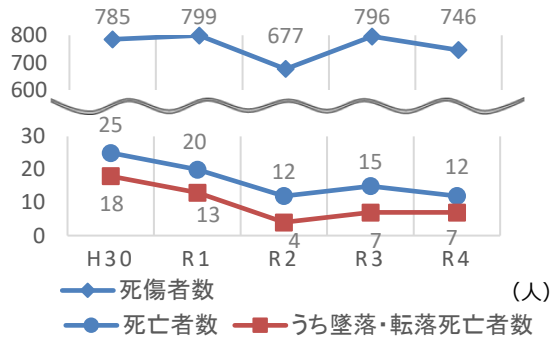
- 安全・健康の確保及び担い手確保の更なる推進に係る取組と連動した数値目標を新たに設定
 - 健康確保対策を強化するとともに、人材の多様化に対応するための取組を記載
 - 府独自の取組を追加
 - ・重層下請構造の改善等
 - ・万博工事の先進技術のモデル化等
- 施工体制の見える化等により重層下請構造の弊害を減らす。
万博工事において実施される先進的な取組等を今後のモデルとする。

◆第1章 大阪府の現状と課題

1. 安全健康確保の推進に必要な環境整備

- ・死亡者・死傷者の数は下げ止まりの状況
- 死亡災害のうち墜落・転落災害が最多

大阪府の死傷者数・死亡者数・うち墜落・転落の推移



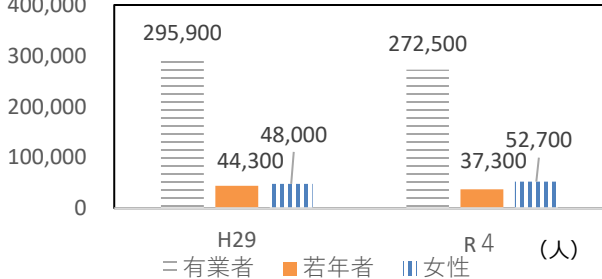
- ・書面契約が5割超されていない
- ・気候変動や石綿使用建築物の解体工事増加
- ・人材の多様化
- ・生産性は製造業と比べて低い

2. 一人親方等への対応の必要性

3. 処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

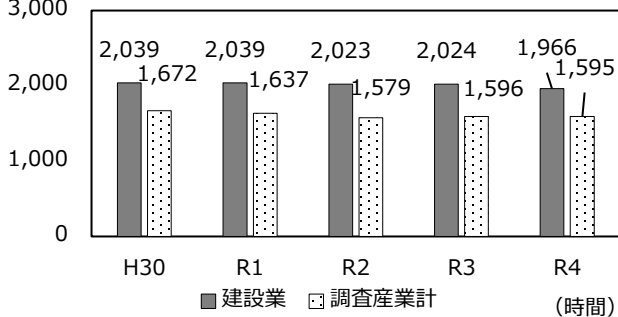
- ・30歳未満の労働者が減少しており、中長期的な担い手確保が急務
- ・女性の数は増加、しかし他産業と比べて割合は少ない

大阪府における建設業有業者数



- ・建設業労働者の総実労働時間は他産業に比べ長い

府内産業別総実労働時間（年間・平均）



◆第2章 基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定

- ・安全健康に関する経費の適切な確保、施工時期の平準化
- ・週休2日等を確保して適切な工期の設定

2. 設計、施工等の各段階における措置

- ・安全健康の確保に配慮した施工方法等の検討・実施
- ・i-Construction やインフラ分野のDXを効果的に推進

3. 安全及び健康に関する意識の向上

- ・危険に対する感受性を高める教育の実施
- ・人材の多様化に対応した現場の安全健康の確保
- ・職場環境改善に係る取組を促進

4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上等による担い手の確保

- ・生産性の向上等により、処遇の改善や地位の向上を図り、若年者や女性等の入職・定着を促進

◆第3章 数値目標【新規】

1. 安全・健康の確保

- (1) 死亡者数
5年間の平均死亡者数（R5～R9）を、H30～R4（16.8人）に対して、15%以上減少させる。
- (2) 死傷者数
5年間の平均死傷者数（R5～R9）を、R4（※）（616人）に対して、5%以上減少させる。
※新型コロナウイルス感染症によるものを除く。

2. 担い手の確保

- (1) 若年者の有業者数
R9を、R4（37,300人）に対して、増加に転換する。
- (2) 女性の有業者数
R9を、R4（52,700人）に対して、10%以上増加させる。
- (3) 1人平均総実労働時間（年間）
R9を、R4（1,966時間）に対して、5%以上減少させる。
- (4) 所定内労働時間当たりの実質賃金（※）
R9を、R4（3,018.9円）に対して、5%以上増加させる。
※特別給与を含み、超過労働給与を除く。

◆第4章 総合的かつ計画的に講ずべき施策 下線赤字:主な改定箇所

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

- ・安全衛生対策項目の確認表及び「標準見積書」の普及、安全衛生経費の必要性や重要性の発注者等への周知徹底
- ・債務負担行為の積極的な活用等による施工時期の平準化、市町村の施工時期の平準化の取組を促進

2. 建設工事の請負契約に基づく責任体制の明確化

- ・一人親方に対する労災保険加入の促進と「働き方自己診断チェックリスト」の活用

3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施

- ・一人親方に対する労災保険加入の促進と「働き方自己診断チェックリスト」の活用

4. 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、工法や資機材等の普及の促進

- ・ICT、インフラ分野のDX等の新技術の活用促進

5. 建設業者及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上

- ・VR技術等を応用した危険感受性を高める安全衛生教育の促進

6. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

- ・墜落制止用器具の使用、囲いや手すりの設置及び足場の組み立て時の点検の徹底
- ・屋根・屋上等の端・開口部等からの墜落・転落災害を防止するためのマニュアルの普及、安全衛生教育の促進

7. 健康確保対策の強化【新規】

- ・暑さ指数計の使用や騒音測定による熱中症・騒音障害の防止対策の実施、公共工事の猛暑日を考慮した工期設定
- ・石綿障害予防規則に基づく石綿ばく露防止対策の徹底

8. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

- ・作業員名簿の活用等社会保険の加入の徹底
- ・建設キャリアアップシステムの活用推進（インセンティブ措置の導入等）
- ・働き方改革の推進（週休二日の確保、工事関係書類の削減・簡素化、ICT活用、遠隔臨場、インフラ分野のDXの推進、長時間労働の是正や賃金水準の向上等）、教育訓練の充実、現場見学会、体験セミナー、優良技能表彰
- ・若年者等の人材確保の支援にかかる各種助成金の活用促進

9. 人材の多様化に対応した建設工事の現場の安全健康確保、職場環境の改善【新規】

- ・女性の入職・定着に向けた快適トイレの設置、仕事と家庭の両立のための制度等の労働環境の整備
- ・女性技術者等の活用について公共工事のインセンティブ措置の導入 ・女性部会の設置
- ・外国人労働者も理解できる教材を使用した安全衛生教育の実施やピクトグラム安全表示の活用促進
- ・高齢者の安全・健康確保のための身体機能の低下等を補う設備・装置の導入

10. 重層下請構造の改善等【新規】

- ・施工体制台帳等による施工体制の点検及びICTの活用による施工体制の見える化
- ・一括下請負や施工体制台帳の作成義務等に関する法令遵守の徹底
- ・重層下請構造の実態把握、改善のための機運の醸成等

11. 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に向けた先進的取組【新規】

- ・2025年日本国際博覧会 会場整備工事 安全衛生連絡協議会を通じた労働災害防止対策の徹底
- ・施設・インフラ工事の先進的な取組等のモデル化

◆第5章 計画の推進等

1. 計画の推進体制：大阪府建設工事従事者安全健康確保連絡会議の構成団体・機関と連携して施策を推進
【構成団体・機関】大阪府、近畿地方整備局、大阪労働局、建設業者団体、建災防、大阪建設労働組合

2. 施策の進捗状況の点検と計画の見直し